

○茅野市水道事業給水条例

平成10年3月30日

条例第17号

改正 平成12年3月27日条例第19号
平成12年12月27日条例第32号
平成14年6月28日条例第19号
平成14年12月24日条例第25号
平成25年12月26日条例第38号
平成28年12月26日条例第36号
平成31年3月29日条例第5号
令和元年9月27日条例第9号
令和6年3月28日条例第18号
令和7年6月30日条例第23号

茅野市水道事業給水条例（昭和43年茅野市条例第15号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第10条）
- 第3章 給水（第11条—第20条）
- 第4章 料金及び手数料（第21条—第30条）
- 第5章 管理（第31条—第34条）
- 第6章 貯水槽水道（第35条・第36条）
- 第7章 補則（第37条）
- 第8章 罰則（第38条・第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、茅野市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 茅野市水道事業の給水区域は、茅野市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年茅野市条例第14号）第4条に規定する区域とする。ただし、水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、給水区域であっても、配水管を布設していない箇所又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水をしないことがある。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類及び給水の方法）

第4条 給水装置は、次の4種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの

- (3) 連合専用給水装置 1個の水道メーター（以下「メーター」という。）を2世帯以上が連合して使用するもの
 - (4) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- 2 給水は、次のいずれかの方法により行うものとし、給水状況、給水箇所及び給水目的に応じて定める。
- (1) 直結式給水
 - (2) 受水槽設置による給水

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕し（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、メーター以下の修繕工事は、この限りでない。

- 2 工事に関して利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任により処理するものとする。

（開発等の事前協議）

第6条 給水区域内において宅地造成、観光開発その他の開発行為を行う者は、当該開発行為に係る給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ管理者に協議し、同意を得なければならない。

- 2 前項について必要な事項は、管理者が別に定める。

（新設等の費用負担）

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、その費用は、管理者の負担とすることができる。

（工事の施行）

第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が、他の市町村の長又は水道事業若しくは簡易水道事業の管理者による同項の指定を受けた者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により、管理者以外の者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣^{しゅん}工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

- 3 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第9条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、

その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の変更等の工事)

第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施工することができる。

- 2 前項の規定において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても管理者は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 水道の利用者は、管理者に第17条第1項第1号に規定する届出をすることにより、一時的に水道の使用をやめる（以下「休止」という。）ことができる。
- 3 前項の規定は、蓼科白樺湖区域（第2条に定める給水区域のうち管理者が別に定める区域をいう。以下同じ。）の季節的使用（常住する管理人を置くもの又はこれに準じるものを除く。以下同じ。）をする者には、適用しない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 管理者は、給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は必要があると認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かせることができる。

(管理人の選定)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
 - (2) 給水装置を共用する者
 - (3) その他管理者が必要と認めた者
- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第15条 管理者は、使用水量を計量するため給水装置にメーターを設置し、その位置は、

管理者が定める。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水槽以下の給水装置にメーターを設置することができる。
- 3 メーターの位置が管理上不都合となったときは、管理者は、給水装置の所有者又は水道の使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第16条 メーターは、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、水道利用者等の負担により設置させることができる。

- (1) 1使用箇所にて2個以上のメーターを必要とするとき。
 - (2) 連合専用給水装置で受水槽以下にメーターを必要とするとき。
 - (3) その他管理者が定めるとき。
- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
 - 3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第17条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用を休止し、又は中止するとき。
 - (2) 消防演習に消火栓（私設消火栓を含む。）を使用するとき。
- 2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
 - (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 共用給水装置の使用世帯数に異動があったとき。
 - (3) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (4) 代理人若しくは管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
 - (5) 消火栓（私設消火栓を除く。）を消防用として使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、あらかじめ管理者の許可を受け、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第19条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第21条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第22条 料金は、別表のとおりとし、1月につき、次に掲げる区分によって算定した基本料金と水量料金の合計額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 専用給水装置 設置したメーター口径の料金区分とする。

(2) 共用給水装置 設置したメーター口径の料金区分とする。ただし、管理者と別に定める契約を締結したときは、その契約に定めるところによるものとし、使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。

(3) 連合専用給水装置 受水槽以下の給水装置に設置したメーター（以下「子メーター」という。）口径の料金区分とする。ただし、子メーターの使用水量の合計が受水槽の手前に設置したメーター（以下「親メーター」という。）の使用水量に満たないときは、その差の水量は使用したものとし、その料金は親メーター口径の料金区分による。親メーターの基本料金は、徴収しない。

(料金の算定)

第23条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、隔月の定例日にメーターの点検を行い、定例日の属する月分及びその前月分の水量料金を算定することができる。この場合の使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、蓼科白樺湖区域における季節的使用は、年1回定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する年分として算定する。

4 管理者は、やむを得ない理由があるとき、前3項の定例日を変更することができる。

(使用水量の認定)

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第25条 定例日から次の定例日までの期間の途中において水道の使用を開始し、休止し、若しくは中止し、又は給水装置を撤去したときの基本料金は、次のとおりとする。

(1) 使用日数が15日以内のときは、2分の1の額

- (2) 使用日数が16日以上のはきは、全額
- (3) 前2号の規定にかかわらず、季節的使用は、全額を徴収する。ただし、給水装置を新設し、又は撤去した場合に限り、基本料金を12で除して得た額に給水装置を新設し、又は撤去した日の属する月から定例日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。
- 2 定例日から次の定例日までの期間の中途において水道の使用を開始し、休止し、若しくは中止し、又は給水装置を撤去したときの水量料金は、次のとおりとする。
 - (1) 使用日数が1月に満たないときの使用水量は、1月で使用したものとする。
 - (2) 隔月の定例日に点検を行う場合において、使用日数が2月に満たないときの使用水量は、各月均等に使用したものとする。
- 3 定例日から次の定例日までの期間の中途においてメーター口径を変更したときの料金は、次のとおりとする。
 - (1) 期間中に使用した日数の多いメーター口径の料金とする。
 - (2) 期間中に使用した日数が等しいときは、変更後のメーター口径の料金とする。(無届使用に対する認定)

第26条 前使用者の給水装置を管理者に無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

- 2 前項の料金は、前使用者が使用を休止し、又は中止した日の翌日から起算する。ただし、無届使用者が給水装置の使用を開始した日について管理者が認めたときは、その日から起算する。
- (臨時使用における概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由によって一時的に水道を使用する者は、水道の使用を申し込む際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、給水装置を撤去したとき、精算する。
- (料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法によって毎月徴収する。ただし、管理者は、必要があるときは2月分、季節的使用にあつては1年分をまとめて徴収することができる。

- 2 水道の使用を休止し、又は中止した場合であってもその届出がないときは、料金を徴収する。
 - 3 給水装置を撤去し、若しくは使用を休止し、又は中止した場合の料金は、随時これを徴収する。
- (手数料)

第29条 手数料は、次の各号の区別によって、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

- (1) 管理者が給水装置工事等の設計をするとき。
 - 1件につき 設計金額の100分の6に相当する額
- (2) 第8条第1項の指定及び指定の更新をするとき。
 - 1件につき 10,000円

(3) 第8条第2項の設計審査（材料の確認及び工事検査を含む。）をするとき。

ア 新設又は全面増改築工事

1件につき 4,000円

イ 部分増改築工事

1件につき 2,000円

ウ 宅地造成地の給水の取出し工事

1区画につき 2,000円

エ その他の工事

1件につき 2,000円

オ 中間検査

1回につき 2,000円

(4) 第18条第2項の消防演習の立会いをするとき。

1回につき 2,000円

(5) 各種証明手数料

1件につき 300円

(6) 管路図等閲覧手数料

1件につき 300円

(7) 開栓手数料

1回につき 660円

(8) 公道内の給水管を修理したとき。

ア 資材検査を含む検査手数料

1件につき 2,000円

イ 公道使用許可を含む工事管理手数料

1件につき 5,000円

(9) 給水装置工事道路占用書類作成手数料

市道等 1件につき 20,000円

国県道等 1件につき 50,000円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、工事負担金、手数料その他の費用を軽減し、若しくは免除し、又は延納させることができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な処置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第7条の工事費、第19条第2項の修繕費、第22条の料金又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく第23条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。
- (4) 給水装置の漏水を放置し、修理を催促しても、なお、これを行わないとき。

(給水装置の切離し)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、水道の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第35条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第8章 罰則

(過料)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕し（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第15条第1項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第22条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第39条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第22条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の茅野市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第22条の規定は、平成10年4月分の料金から適用する。ただし、隔月計量による平成10年3月・4月分の料金については、なお従前の例による。
- 3 平成10年分の白樺湖上水道における季節的使用の料金は、新条例第23条第3項の規定にかかわらず、毎月計量したものとして、使用水量については、毎月均等に使用したものとみなし、次表により算定した料金の合算額とする。

平成10年3月分以前

口径別	1月の基本料金	水量料金 使用水量1立方メートルにつき	
		1立方メートルから10立方メートルまで	11立方メートル以上
13ミリメートル	1,200円	10円	115円
20ミリメートル	2,300円		
25ミリメートル	3,500円		

平成10年4月分以後

口径別	1月の基本料金	水量料金 使用水量1立方メートルにつき	
		120円	
13ミリメートル	1,100円		
20ミリメートル	2,300円		
25ミリメートル	3,500円		

- 4 この条例施行の際、改正前の茅野市水道事業給水条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成12年3月27日条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 蓼科白樺湖上水道のうち、蓼科一円（蓼科上水道事業認可の区域をいう。）における平成12年分の季節的使用の料金は、改正後の第23条第3項の規定にかかわらず、毎月計量したものと、使用水量については、毎月均等に使用したものとみなし、次表により算定した料金の合算額とする。

平成12年3月以前

口径別	1箇年の基本料金	水量料金 使用水量1立方メートルにつき	
		1立方メートルから120立方メートルまで	121立方メートル以上
13ミリメートル	13,200円	10円	115円
20ミリメートル	27,600円		
25ミリメートル	42,000円		

平成12年4月以後

口径別	1箇年の基本料金	水量料金 使用水量1立方メートルにつき
13ミリメートル	13,200円	120円
20ミリメートル	27,600円	
25ミリメートル	42,000円	

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月27日条例第32号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年6月28日条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の茅野市水道事業給水条例別表の規定は、平成14年7月分の水量料金算定から適用する。ただし、隔月計量による平成14年6月・7月分の使用水量については、各月均等に使用したものとみなし、6月分の水量料金の算定は、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月24日条例第25号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第38号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

4 この条例による改正後の茅野市水道事業給水条例及び茅野市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道又は下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初め

て料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道又は下水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成28年12月26日条例第36号）

改正 令和元年9月27日条例第9号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茅野市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成29年4月分の水道料金算定から適用する。ただし、隔月計量による平成29年3月・4月分の使用水量については、各月均等に使用したものとみなし、3月分の水道料金の算定は、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月分以降の水道料金のうち、新条例別表により算定した額が、改正前の茅野市水道事業給水条例別表により算定した額を超える場合は、その差額に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて同表右欄に掲げる減額率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を新条例別表により算定した額から控除した額を水道料金とする。

期間	減額率
平成29年4月分から平成30年3月分まで	4 / 5
平成30年4月分から平成31年3月分まで	3 / 5
平成31年4月分から令和2年3月分まで	2 / 5
令和2年4月分から令和3年3月分まで	1 / 5

附 則（平成31年3月29日条例第5号）抄

改正 令和元年9月27日条例第9号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 4 この条例による改正後の茅野市水道事業給水条例及び茅野市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道又は下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である水道又は下水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月

数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

6 令和元年10月分以降の水道料金の算定における茅野市水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成28年茅野市条例第36号)附則第3項の規定の適用については、同項中「新条例」とあるのは「茅野市国民健康保険診療所の料金等に関する条例等の一部を改正する条例(平成31年茅野市条例第5号)による改正後の茅野市水道事業給水条例」と、「改正前の茅野市水道事業給水条例別表により算定した額」とあるのは「茅野市水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成28年茅野市条例第36号)による改正前の茅野市水道事業給水条例別表により算定した額に108分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)」とする。

附 則 (令和元年9月27日条例第9号)

この条例中第1条の規定は令和元年10月1日から、第2条から第4条までの規定は公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日条例第18号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第22条関係)

1 専用給水装置

口径別基本料金		水量料金				
口径別	基本料金	使用水量1立方メートルにつき				
13ミリメートル	1,210円	1立方メートルから10立方メートルまで	11立方メートルから30立方メートルまで	31立方メートルから50立方メートルまで	51立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートル以上
		11円	126.5円	148.5円	170.5円	181.5円
20ミリメートル	2,530円	1立方メートルから100立方メートルまで			101立方メートル以上	
		148.5円			181.5円	
25ミリメートル	3,850円					
30ミリメートル	5,610円					
40ミリメートル	9,900円					
50ミリメートル	16,500円					

75ミリメートル	35,200円	
----------	---------	--

蓼科白樺湖区域における季節的使用の料金については、次のとおりとする。

口径別	1箇年の基本料金	水量料金 使用水量1立方メートルにつき
13ミリメートル	14,520円	132円
20ミリメートル	30,360円	
25ミリメートル	46,200円	

備考 料金の額は、消費税及び地方消費税を含む。